

越 監 公 表 第 3 1 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長から令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年10月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

# 令和4年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

令和5年(2023年)7月1日現在

1. 包括外部監査契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
2. 越谷市包括外部監査人	藤原 拓也(公認会計士)
3. 特定の事件(テーマ)名	「下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理について」
4. 監査対象課	下水道経営課、下水道事業課
5. 監査結果での指摘件数	41件(指摘:7件 意見:34件)
6. 指摘事項と講じた措置状況	表のとおり

## (1)表中の凡例

- 頁 ▶ 【令和4年度 越谷市包括外部監査報告書】の中で包括外部監査人が指摘した内容が記述されているページ数

## (2)表の【指摘の区分】欄に掲げた用語の意味

- 指 摘 ▶ 改善・是正に取り組むべきもの
- 意 見 ▶ 組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるもの

## (3)表の【措置の状況】欄に掲げた用語の意味

- 改 善 済 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容に沿うよう改めたもの又は改めたと見なせるもの
- 検 討 中 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容について対応を検討中のもの
- 現状維持 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容について現状のままとしたもの

# 目次

I. 総論 .....	1
II. 各論 .....	4
1.越谷市下水道条例等 .....	4
2.越谷市下水道事業経営戦略 .....	4
3.ストックマネジメント計画 .....	5
4.組織体制.....	5
5.下水道使用料 .....	6
6.契約管理.....	7
7.財産・物品管理.....	8
8.越谷市公共下水道事業会計決算書 .....	8
9.地方公営企業会計への移行 .....	13

## I. 総論

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
1	38	意見 1	都市計画との整合性	下水道事業課	下水道整備は、越谷市の都市計画と密接な関係にあることから、越谷市の都市計画と整合性をとり、将来的な人口減少を考慮した下水道事業の設備投資を行う必要がある。特に、新規事業については、区画整理事業等の開発事業との一体性を考慮しない投資は、下水道事業の単独負担となるため、将来的な負担増をもたらすことから、慎重に検討すべきである。	現在、越谷市公共下水道の全体計画の改訂を予定しており、現行の都市計画や社会情勢などを踏まえ、整備区域面積を縮小する方向性で検討しております。改訂においては、第5次越谷市総合振興計画や越谷市都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、令和6年度までに改訂が完了するよう取り組んでまいります。	検討中
2	38	意見 2	更新経費	下水道事業課	下水道事業についての事業リスクを考慮すると、今後の設備投資は、更新投資を主体とし、新規投資は可能な限り抑制すべきである。したがって、ストックマネジメント計画に基づき、既存設備の長寿命化を図ることにより、更新投資を抑制すべきである。さらに、更新投資については、データベース化した維持管理情報の活用による修繕の効率化や広域化・共同化、新しい技術の採用を通じたコスト削減を図る必要がある。	下水道設備の維持・更新については、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を前提に取り組んでおります。現状では、下水道事業について新規事業の予定はありませんが、今後、新規投資を行う場合には、第5次越谷市総合振興計画等の上位計画との整合性を図りつつ、適切な規模、内容となるよう実施してまいります。	現状維持
3	38～39	意見 3	組織体制	下水道経営課	事業の特性からの要請については、専門的な人材の育成が必要であるが、現在の越谷市職員のローテーションの期間(通常は事務職で4年、技術職で5年)を考慮すると、地方公営企業法第7条に基づき、公営企業に精通した管理者を設置することを検討すべきである。また、外部人材の活用のため、独自で職員を採用することも可能とすることも考えられる。	現状では、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項に基づき、越谷市公共下水道事業の設置等に関する条例第2条にて財務規定等を適用することと規定しております。専門的な人材の確保を事業独自に実施する場合には、地方公営企業法の全部適用を行う必要があり、全部適用には、事務負担の増加や費用負担の増加等が生じることから、現行の体制を維持しつつ、標準的な実務に係るマニュアル等の整備や研修等への参加などによる職員の専門性の向上に努めてまいります。	現状維持

通し 番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置 状況
4	39	意見4	松伏・水道企業団	下水道経営課	事業規模の拡大、業務処理の効率化、人材の育成の観点からは、上水道事業と下水道事業とを統合することも考えられる。ただし、一部事務組合である水道企業団は、単一の地方自治体の事務を行うことができないことから、松伏町との調整が必要である。	業務の効率化や人材育成など事業を継続する上での諸課題の解決の手法として、上水道事業との統合を行う場合には、下水道事業の広域化が必要となります。ただし、他団体の未整備区域の状況によっては、統合によって新規投資の増大を招く可能性が考えられることから、まずは現行の体制で可能な改善に取り組んでまいります。	現状維持
5	39	意見5	近隣市との事業統合	下水道経営課	規模の拡大を促進するという観点からは、近隣市町との事業統合（広域化）も考えることができる。ただし、その場合には、下水道事業についての越谷市と近隣市町との事業特性（人口動態、新規事業の抑制、雨水災害リスク）、財務状況（経常収支比率、一人当たり企業債残高）、下水道使用料の差異、統合時点までの債務負担割合等を考慮する必要がある。	下水道事業の広域化については、他団体の未整備区域の状況によっては新規整備に係るコストの増大を招く可能性が考えられることから、まずは現行の体制で可能な改善から取り組んでまいります。	現状維持
6	39	意見6	情報開示	下水道経営課	下水道事業は、近代的な市民生活に必要なインフラ事業であり、また、市民より下水道使用料の徴収を行っていることから市民生活との関連性もある。したがって、下水道事業については、市民に対する情報開示を積極的に行っていく必要がある。具体的には、経営戦略の公表とその予算実績比較の開示、越谷市の広報誌の掲載、小学校・中学校での下水道事業に関する授業の開催等が考えられる。	下水道事業の情報開示として、現在越谷市ホームページ上で予算書や決算書の公表、経営戦略の公表を実施しております。また、下水道事業に親しんでいただくため、マンホールカードの作成等、事業のPRについても実施しております。さらに、令和2年度から3年度の間は新型コロナウイルス感染症の影響から中止していた市民まつりへの下水道展の出展についても、令和4年度から再開し、事業の周知に努めております。なお、情報開示の手法については、既存の取組の改良も含め、新たな手法等についても積極的な調査・検討を行ってまいります。	現状維持

通し 番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置 状況
7	39~40	意見 7	下水道使用料 の料金体系	下水道経営 課	<p>経常収支比率が 100%を上回っていることから越谷市の下水道事業についての短期的な事業継続性に問題はないと考えられる。しかしながら、長期的な視点に立ち、人口の減少、更新投資の必要性、費用の変動費固定費の割合、市民の所得水準の分布（特に低所得者層）、市内の企業の特性等を考慮し、下水道使用料の料金体系（基本料金と従量料金との比率及び従量料金の逡増割合）を決定する必要がある。</p>	<p>収支の改善と財源の安定的な確保を目的として、令和3年度に料金改定を行った結果、基準外繰入に相当する一般会計からの補助金についても減少するなど、財政的な改善効果が現れております。料金体系を変更した直後であることから、変更後の現状把握に努め、今後想定される料金改定の際にも現状を踏まえた改定が図られるよう努めてまいります。</p>	現状維持
8	40	意見 8	企業の育成	下水道経営 課	<p>越谷市には、下水道事業に関連した有力な企業や大学はない。今後、市内企業の育成や企業誘致のため、更新投資や業務委託契約に、新規企業の参入機会を設けることが考えられる。具体的には、O&amp;M(Operation &amp; Maintenance)契約、OM&amp;M(Operation, Maintenance &amp; Management)契約、リース(アフェルマージュ)契約、BOT(Build, Operate, Transfer)コンセッション契約、BOO(Build, Own Operate)契約等の多様な契約形態を活用し、民間企業が下水道事業に参入しやすい環境を整備することである。</p>	<p>下水道事業への民間参入について、様々な手法が各自治体で検討され、先進的な取組を実施している自治体があることは承知しております。本市の下水道事業については、最終処分場を持たない形態の事業であり、民間参入について限定的な形とならざるを得ないこと、下水道事業の公共性の高さなどから、直ちに民間参入を促すことは困難であると考えておりますが、引き続き様々な先進的取組や国の動向を注視してまいります。</p>	現状維持

## II. 各論

### 1.越谷市下水道条例等

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
9	46～48	意見 9	条例の定めと現状の運用状況との差異	下水道経営課	下水道関連の条例等は、下水道関連業務の根拠となるものであるため、必要に応じた改正にあわせて見直す必要がある。	本市の下水道条例については、昭和57年度に制定して以来、様々な理由により改正を行ってまいりました。現在、地方公営企業法の財務適用後3年が経過し、事務手続き等の見直しを行うにあたって条例及び規則の改正を検討する段階にあると認識していることから、諸課題の整理等を行いながら改正に向けて取り組んでまいります。	検討中

### 2.越谷市下水道事業経営戦略

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
10	53～54	意見 10	経営戦略の進捗状況の確認と開示	下水道経営課	年度毎に計画の進捗状況等を確認し、事業運営に反映させるとともに、投資目標・財政目標に具体的な数値目標を設定し、年度毎に具体的な数値目標と実績との比較分析及びその開示を行う必要がある。	越谷市下水道経営戦略については、令和3年度から令和12年度までを計画期間としており、進捗状況の確認と開示については年度毎に行うこととしております。開示時期については、決算認定に係る市議会での審議後、決算書類の公表と併せて進捗状況を公表いたします。	改善済
11	55	意見 11	ストックマネジメント計画との整合性	下水道経営課	経営戦略は、越谷市の作成する他の計画との整合性がとれたものである必要がある。	現行の経営戦略については、他の計画との整合性を図りつつ、令和3年度から令和12年度までを計画期間として策定いたしました。経営戦略を5年ごとに見直すこととしていることから、令和7年度の改訂を予定しており、次期計画についても他の計画との整合性を図りつつ改訂作業を行ってまいります。	検討中
12	55～56	意見 12	設備投資の具体的な内容	下水道経営課・下水道事業課	投資目標の老朽化対策、耐震化、浸水対策の各対策の事業内容ごとに、具体的な投資対象や投資金額を明確に設定し、投資目標に対する進捗状況を把握することが必要である。	現行の経営戦略について、令和7年度に改訂を予定しており、改訂の際にはストックマネジメント計画や総合地震対策、浸水対策等の長寿命化や災害対策等の経費についても反映する予定としております。	検討中

### 3.ストックマネジメント計画

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
13	58～59	意見 13	コスト縮減効果の妥当性	下水道事業課	ストックマネジメント計画の重要性の高いコスト縮減効果については、その算定についての適切性の検証が必要である。また、コスト縮減効果の予測値と実績との比較分析及びその開示を適切に行う必要がある。	<p>ストックマネジメント計画のコスト縮減効果については、国土交通省水管理・国土保全局下水道部監修の「下水道事業の手引き」に基づき、適正に算出しております。</p> <p>今後とも、国の動向を注視し、コスト縮減効果の算出方法が見直された場合は、それに合わせて再度、算出し適正な評価に努めてまいります。</p>	現状維持

### 4.組織体制

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
14	62	意見 14	人員構成	下水道経営課	下水道事業という市民生活に必要なインフラの維持管理の継続性及びノウハウの継承を考慮すると、年齢別・従事年数別で均等な人員構成となる必要がある。また、継続的に職員の専門性の追求や定着化を図るため、公営企業に精通した管理者を設置することの検討も必要である。	<p>人員構成については、現状の地方公営企業法の適用状況を踏まえると、越谷市全体の職員構成の影響を受けることとなり、職員を世代毎に均等に配置することは困難と考えております。また、管理者の設置については、地方公営企業法の全部適用が必要となり、事務負担やコスト増への対応が必要となるため、現時点では難しいと考えております。</p>	現状維持

## 5. 下水道使用料

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
15	66～68	意見 15	下水道使用料の改定の根拠資料	下水道経営課	料金の改定を検討する際には、料金の改定による影響だけではなく、資本的収支差額、投資計画の見直しや企業債の借換も検討すべきである。	<p>下水道使用料の改定の際には、必要となる経費や投資額を算出し、財源として確保できる特定財源等を見積もった上で適切な使用料水準を算出することとしております。また、資本的収支差額の改善と投資計画の見直しについても、下水道が公共インフラであることを踏まえ、維持管理コストや更新経費を適切に見積もるとともに、特定財源についても検討した上で料金水準を決定しております。</p> <p>なお、企業債の借換については、これまでの借入の中心である公的資金の借換の際、繰上償還に伴う保証金の追加支出が必要となり、借換による利子負担の節減効果が圧縮されることから、現時点で実施を予定しておりません。</p>	現状維持
16	68～71	意見 16	基本料金と従量料金との構成割合	下水道経営課	事業の持続可能性の観点より、料金の改定については、基本料金と従量料金の構成割合を考慮して決定すべきである。	<p>基本料金と従量料金については、事業の運営の維持に必要な金額の試算を行いつつ、使用者の負担増にも配慮して決定しております。下水道使用料の改定の際に、基本料金と従量料金の設定において、人口動態や世帯数、世帯構成員数の変化について重要な指標と考えております。今後改定する際についても、事業の持続可能性を考慮した料金体系となるよう取り組んでまいります。</p>	現状維持
17	71～72	意見 17	下水道使用料の減免	下水道経営課	下水道使用料の減免については、使用料の負担先の変更であり、下水道事業に係る主たる営業収益であるため、営業収益の区分に計上すべきである。	<p>下水道使用料の減免については、生活扶助費受給世帯の申請に基づき、市の福祉施策として実施しており、一般会計が減免分を負担（繰出金）しております。このため、下水道使用料として徴収していないことから、営業外収益の他会計補助金として計上しております。</p>	現状維持

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
18	72~75	指摘1	排除汚水量の認定の申告書の提出	下水道経営課	申告書の提出頻度、記載内容、期限等については、越谷市下水道条例に従ったものである必要があり、また、その内容の適切性を所管課で確認すべきである。	越谷市下水道条例等の規定と、排除汚水量の認定に係る申告書の提出時期について、条例等の規定と排除汚水量の申告の実態とが一致させられるよう見直しを図ってまいります。	検討中
19	75~77	意見18	併合分の下水道使用料の確認	下水道経営課	越谷市は、越谷・松伏水道企業団から通知される下水道使用料について、市として把握している下水道使用量に基づいた検証を行うべきである。	下水道使用料の徴収にあたっては、越谷市下水道条例第23条から25条の規定により、水道を利用している利用者については水道の使用量を料金の算出根拠とし、使用量に応じた基本料金と従量料金である超過料金を徴収することとしております。水道の使用量は水道企業団の検針結果に基づくものであることから、当市が把握している下水道使用量と水道企業団から報告される下水道使用量は一致することとなり、独自に下水道使用料を算定した場合においても、通知された使用料と差異は生じないものと認識しております。	現状維持

## 6. 契約管理

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
20	84~85	意見19	令和元年度の指摘に対する改善状況	下水道事業課	金額基準により、随意契約が認められる場合においても、競争入札を検討する、複数の同種の契約をまとめる等の検討を行う必要がある。	令和5年度の発注にあたっては、まとめて発注が可能な案件を分割発注していないか再確認を行いながら執行しております。	改善済
21	86	意見20	長期間の契約	下水道事業課	特殊な情報システムについては、ライフサイクルコストを考慮した定期的なコストの検証による代替的なシステムの導入の可否の検討が必要である。	下水道情報管理システムについては、契約更新の段階でライフサイクルコストを考慮し、現行と同等のシステムの導入が可能か検証しており、今後も、契約更新の段階で検証してまいります。	現状維持

## 7.財産・物品管理

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
22	88～89	意見 21	貯蔵品(重油あるいは軽油)	下水道経営課	決算日時点で、各ポンプ場に貯蔵されている燃料の棚卸を行い、未使用の燃料を貯蔵品として資産に振り替える処理を行う必要がある。	ポンプ場に貯蔵されている燃料については、停電時及び基準以上の電気使用量に達したときに稼働する非常用自家発電機に設置されたタンク内の燃料となっております。この燃料は、ポンプ稼働時に消費される性質であることから、決算日時点での未使用燃料として残量を計測することが困難であり、従前のおり燃料費にて会計処理を行ってまいります。	現状維持
23	89～90	意見 22	貯蔵品(マンホールの蓋)	下水道経営課	決算日時点で、各ポンプ場に貯蔵されているマンホールの蓋の棚卸を行い、未使用の備品を貯蔵品として資産に振り替える処理を行う必要がある。	マンホール蓋については、老朽化したマンホール蓋の交換用として年間必要量を適時購入し、年度末までに全量を交換する運用としており、購入年度を超えて保有するマンホール蓋がないことから、貯蔵品として資産に計上しないこととしております。	現状維持
24	90～92	指摘 2	レイクタウン第1ポンプ場	下水道事業課	所管課は、ポンプ場に保管されている文書や備品を適切に管理する必要がある。	文書及び備品については、引き続き保管すべきものについては所定の場所に移管するとともに、不要なものについては廃棄いたしました。	改善済

## 8.越谷市公共下水道事業会計決算書

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
25	94～96	指摘 3	貸倒引当金	下水道経営課	貸倒引当金の算定には、過去3年間の貸倒実績に基づき、当年度末時点の債権に対する貸倒引当金を計上する必要がある。	貸倒引当金の算出にあたり、年度ごとの不納欠損率の実績の5か年平均値を求め、決算年度末時点の未収債権の内、決算年度の前年度以前の未収債権に乗じることで実績に基づく貸倒引当金の計上を行うよう、令和4年度決算から改めました。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
26	96～97	指摘 4	賞与引当金	下水道経営課	決算時に賞与引当金を計上する時には、地方公営企業法施行規則第 22 条(引当金)の規定にしたがって、翌事業年度の予算に基づく賞与支給見込額の中の当事業年度に負担されるべき金額を賞与引当金とする必要がある。	決算時に計上する賞与引当金については、翌事業年度の6月賞与支給見込額のうち、決算年度に含めるべきである4か月分について引き当てるよう令和4年度決算から改めました。	改善済
27	97～98	意見 23	退職給付金	下水道経営課	地方公営企業法施行規則第 3 条(勘定科目の区分)に従った適切な会計処理を行い、令和4年度では「越谷市公共下水道事業会計決算書 決算附属書類 収益費用明細書」で適切な開示を行う必要がある。	本市の退職金に係る事務処理について、各月の退職手当組合負担金(一般負担金)は所属職員数に応じて各会計へ割り振り、負担することとしております。一方で退職時の退職給付費(特別負担金)の支払いにおいては、すべて一般会計にて負担することとしております。このため、本市の企業会計においては、職員の退職時の退職金の支出は発生せず、退職手当引当金についても計上しておりません。また、退職手当組合負担金(一般負担金)については、各月の職員の給料総額に一定の率を乗じた退職手当組合への負担金であり、退職給付費には該当しないと考えられることから、法定福利費として取り扱っております。	現状維持
28	98～99	指摘 5	キャッシュ・フロー計算書	下水道経営課	令和4年度以降においては、キャッシュ・フロー計算書の表示を修正し、有形固定資産の取得による支出と無形固定資産の取得による支出と別記して計上する必要がある。	指摘内容を踏まえ、令和4年度決算からキャッシュ・フロー計算書の表示を改めました。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
29	99～100	意見 24	固定資産の財源割り当て	下水道経営課	財務情報の各事業年度の比較可能性を確保する点からは、同一の固定資産については、各事業年度に財源の割り当ての構成及び当該固定資産に対する比率を同一とする必要がある。	固定資産の取得に係る財源の割り当てについては、決算整理時に行うこととしております。令和2年度に公営企業会計に係る財務適用を行って以来、年度間で財源構成に対する考え方が一定となるよう、財源配分に係る内部ルールに基づき固定資産の取得に係る財源整理を行っており、当該負担金についても同様の対応をしております。なお、実際の割当額については、財源として収入される金額が年度によって異なることから、同一の試算であっても割り当てられる財源の比率について年度間で変動することとなります。	現状維持
30	100～101	意見 25	大場落し排水機場等維持管理業務委託	下水道経営課	法令、会計基準等の変更がない限り、決算書で開示される事業の範囲は、継続として同じものであるべきである。当該範囲が変更された場合には、注記により当該事項を開示すべきである。	大場落し排水機場等維持管理業務委託については、大場落し排水機場の主要部が河川施設であることから、財務適用時には他の事業経費として計理していたものを、令和3年度において下水道事業部分に係る経費を区分して計上することとしたものです。令和3年度の決算書については、決算書上に下水道事業に係る対象施設等の詳細な箇所の記載をしていないこと、下水道事業以外の新規事業にはあたらないと判断したことなどから、重要な変更にあたらないとして掲載いたしませんでした。	現状維持
31	101～102	指摘 6	土地の減損	下水道経営課・下水道事業課	レイクタウン第2ポンプ場用地については、独立したキャッシュ・フロー生成単位としてみなすべきであり、また、減損の兆候が生じていることから、減損損失の認識の判定を行う必要がある。また、その判定の結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする必要がある。	レイクタウン第2ポンプ場用地については、現在は汚水ポンプ場を建築しておりませんが、マンホールポンプ場として土地を活用しております。また、現行の全体計画上において汚水ポンプ場の建設を位置付けており、将来的な建設を想定して用地を確保していることから、現時点での減損損失の判定は行うべきではないと考えております。	現状維持

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
32	102～104	意見 26	期中に完成した固定資産の償却開始日	下水道経営課	固定資産を事業の用に供した年度に減価償却費を計上するためには、決算における減価償却費の計算を当該固定資産の事業の用に供した年月で行うことが必要である。	減価償却費については、地方公営企業法及び同法施行規則の規定に則って計上することとしており、会計年度の途中で供用開始することとなった資産に係る減価償却についても、年度末に供用開始することとなった資産同様に年度末に一括して開始することとしております。間接経費等の配分等の事務負担等を考慮すると、供用開始時期毎に減価償却の開始時期を分ける合理的理由はないと考えております。	現状維持
33	104～105	意見 27	固定資産のうちの減価償却停止資産	下水道経営課	固定資産に係る取得価格を減価償却計算により、各年度の費用とするためには、残存価額を1円として、減価償却費を計上する必要がある。	残存価額については、地方公営企業法及び同法施行規則の規定に則って計上することとしており、取得原価の5%を残存価額として設定しております。残存価額まで減価償却が進んだ資産については、当初設定した耐用年数を超過した資産として位置付けられることから、計画的に更新等を行うべき資産であり、残存価額1円まで償却することを前提にするべきではないと考えております。	現状維持
34	105～109	意見 28	水洗便所改造資金融資(保証債務の注記)	下水道経営課	水洗便所改造資金融資に関する保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務の注記(当該債務の内容及び金額)を、予定貸借対照表及び貸借対照表に行うことを検討すべきである。	注記や貸借対照表については、地方公営企業法をはじめとした各種法令等に基づき記載しております。なお、水洗便所改造資金融資等については、債務不履行などにより損害が発生した場合には市が金融機関へ補償することとしており、当初予算においても債務負担行為として計上しております。なお、これまでに補償が必要となった実績がないことから、注記として記載すべき重要な項目として考えておりません。	現状維持

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
35	109～112	意見 29	企業債の未払利息	下水道経営課	元利金の期末日前の最終支払日から期末日までの経過利息については、未払利息(未払費用)として、貸借対照表上に負債計上することを検討すべきである。	公営企業債の定期償還日と、年度末に相当する期末日までの経過利息については、令和6年度当初予算書の予定貸借対照表に計上できるように整理を行ってまいります。	検討中
36	112～113	意見 30	下水道使用料の期末未収金	下水道経営課	会計年度末の会計上の下水道料金の未収金と、債権管理ツール上もしくは越谷・松伏水道企業団からの報告上の内訳金額との合計は、一致すべきである。年度決算作業時に、これらの一致を確認し、会計上の下水道料金の未収金の期間別の金額の把握に努めることを検討すべきである。	下水道料金の徴収状況の管理において、管理用のツール等と徴収状況の突合が行えていない現状について、突合が可能となる仕組みの構築を図ってまいります。	検討中
37	113～114	意見 31	余剰資金の運用	下水道経営課	市中金融機関における普通預金の利息は近年低水準であるため、一定期間一定金額の資金余剰がある場合は、コスト・ベネフィットを考慮して、定期預金・国債等、普通預金以外の手段で運用することも検討すべきである。	越谷市公共下水道事業の設置等に関する条例第6条において、現金及び有価証券の出納及び保管に関するものに係る権限を会計管理者が行うことと規定していることから、運用益の確保等について調査、研究するとともに、会計管理者と協議したいと考えております。	検討中
38	114～115	意見 32	セグメント情報の開示	下水道経営課	汚水事業と雨水事業の2つの事業のそれぞれの事業ごとの損益及び資産・負債の状況を決算書で開示するために、セグメント情報を作成する必要がある。	決算書については、地方公営企業法等の法令に則って作成しており、汚水事業と雨水事業は公共下水道事業の内訳として位置付けられる事業であることから、公共下水道事業として一括して決算書を調製しております。	現状維持

## 9.地方公営企業会計への移行

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
39	117～118	指摘 7	未使用の物品の移行	下水道経営課・下水道事業課	地方公営企業会計への移行時点で未使用だった資産の簿価については、地方公営企業会計の移行時の損失として計上すべきものであったため、過年度の損失として計上する必要がある。	地方公営企業法第2条第2項に係る規定(財務規定)を適用する以前に廃止した汚水ポンプ設備等について、交換用部品として位置づけていたため、固定資産台帳から除却していませんでしたが、令和4年度決算の整理作業において、不用資産として整理し、固定資産台帳から除却しました。	改善済
40	118～119	意見 33	建物の未使用分	下水道経営課	廃止となった汚水ポンプ場部分については、移行時の損失であるため、当該部分に対応する簿価が算定できる場合には、当該年度の損益計算書において過年度修正損として計上する必要がある。	当該ポンプ場については、当初、同一の建物内に汚水ポンプ設備と雨水ポンプ設備を併設し、一体的に使用してきたもので、事業の見直しにより汚水ポンプ設備部分を撤去し、雨水ポンプ設備のみが建物内に設置された状態となっております。汚水ポンプ設備については、廃止に伴い固定資産の廃止等を実施しておりますが、建物部分については現状で雨水ポンプ場として活用していることから、除却については検討しておりません。	現状維持
41	119	意見 34	公営企業会計システム	下水道経営課	公営企業会計システムについては、地方公営企業会計への移行時に移行資産として、ソフトウェアに計上し、5年間で減価償却すべきであった。したがって、令和4年度以降の決算においては、過年度の当該会計システムの取得価額及び減価償却費相当額を過年度修正として計上する必要がある。	公営企業会計システムについては、公営企業会計に係る財務適用前の令和元年度において、令和2年度の適用に必要な財務作業を先行して行う必要があったことから、システム構築について委託契約を締結し、執行しております。このため、公営企業会計への移行に際して要した費用として考えており、資産計上については行っておりません。	現状維持